

循環資源利用促進税 Q & A

循環資源利用促進税についての基本的な事項や税の取扱い、ご意見を聞く会、循環資源利用促進税事務処理説明会での質問などをQ & Aでまとめました。

○ 税の使途

問1 循環資源利用促進税を活用した助成(支援事業)は、どのようなものを対象としているのか。最終処分業者の設備更新などに対しても補助してもらえるのか。

○ 税収は、すべて循環型社会の形成に資するよう、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進などに充てられることとなっており、その支援事業の内容は年度ごとに決定されます。

具体的な支援策は、①産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを進めるための施設や機材等の整備に関する支援、②リサイクル等に関する試験研究・技術開発への支援、③リサイクルに関する循環資源、物流情報、専門知識の提供、④リサイクル関連産業に関する中小企業が行う研究開発等への支援などがあげられます。

平成18年度は新規事業のみを対象としておりますので、本件の設備更新は、補助の対象とはなりません。

詳細は循環型社会推進課の関係ホームページをご覧ください。

循環資源利用促進税事業 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/junkanzei_index)

○ 課税対象

問2 循環税の課税対象はなにか

○ 循環税の課税対象は、「産業廃棄物の最終処分場への搬入」です。

したがって、一般廃棄物を埋立処分する場合や産業廃棄物を再生利用することなどにより、埋立処分をする産業廃棄物が発生しない場合は循環税は課税されません。

【ご意見を聞く会等での具体的な質問】

Q…動物性残さの中間処理を委託し、中間処理業者が中間処理後の残さを肥料として販売している場合は、課税対象となるか。

A…中間処理後の残さをすべて肥料として再生利用し、埋立処分をする産業廃棄物が発生しない場合は、課税対象とはならない。

Q…産業廃棄物を中間処理施設で焼却し、焼却灰を最終処分場に搬入した場合は、課税対象となるか。

A…焼却後の焼却灰を最終処分場に搬入した場合は、課税対象となる。

問3 最終処分場で廃プラスチックなどを受け入れた場合、その場で有価物を選別して売却することがあるが、この場合の選別した有価物は本税の対象となるのか。

○ 循環資源利用促進税の課税客体は、産業廃棄物を最終処分場へ処分のために「搬入」することであり、その搬入された重量に対し税額が計算されます。その「搬入」とは、産業廃棄物が最終処分場の入口を通過した時点(単に保管のための搬入を除く。)です。しかし、最終的に埋立処分されないものまで本税の課税対象となることは適当でないことから、埋立の時点で選別した有価物の重量が明確に区別できる場合には、搬入重量からこの有価物の重量を控除した重量が課税対象となります。

- 特別徴収義務者

問4 2つの町で一部事務処理組合を構成し、その一部事務組合が両町からの委託を受けて産業廃棄物の最終処分を行っているが、この一部事務組合が循環資源利用促進税の特別徴収義務者になるということによいか。

- 地方自治法上においては、一部事務組合は構成単位の町とは独立した法人とされていますので、循環資源利用促進税においては特別徴収義務者となります。

- 課税標準

問5 循環税の課税標準である産業廃棄物の重量とはなにか

- 循環税の課税標準である産業廃棄物の重量は、トラックスケール等の秤で計測され、マニフェスト等に記載される重量です。

問6 産業廃棄物として受け入れる建設廃材には様々な種類の廃棄物が混載されているが、このような混載物の種類を目視等で判断するのは困難であり、どのように換算率を適用するべきなのか、教えてほしい。

- 排出事業者が交付するマニフェストには産業廃棄物の数量が記載されていますので、そのマニフェストの記載により産業廃棄物の種類と数量を判断し、体積に依っている場合は、それぞれ換算係数をかけて重量に換算します。

- 換算係数

問7 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合はどうするのか

- トラックスケール等の秤がない場合や容器の個数、トラックの台数等によって契約しているなどマニフェストに重量が記載されていない場合は、産業廃棄物の容量を計測し、道が定める換算係数を乗じて得た換算重量を課税標準とすることとなります。

問8 換算係数は独自の係数を使用してよいのか

- 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合については、何らかの統一した方法で課税標準である重量を算定する必要があることから、その方法として換算係数を用いることとしたものです。したがって、最終処分業者等が独自の換算係数を用いることは原則としてできません。
- ただし、産業廃棄物の重量を最終処分場への搬入の都度は計測していない場合であっても、一定の規格の容器やトラックなどを使用し、それらの容器やトラックごとの容量に対する重量を把握している場合でかつ処分料金を重量で請求している場合には、その重量を課税標準として差し支えありません。

問 9 重量の計測が困難な場合で産業廃棄物の種類が特定できない場合はどうするのか

- 基本的には、産業廃棄物の種類ごとに数量を把握していただくこととなりますが、複数の産業廃棄物の混合物が最終処分場に搬入された場合など、産業廃棄物の種類ごとの数量が把握できない場合は、主たる産業廃棄物の換算係数を用いて換算重量を算出することとなります。

- 税率

問 10 循環税の税率は1トン当たり1,000円ですが、1トン未満の課税どのようになるか

- 産業廃棄物の排出抑制と税負担の公平という観点から、1トン未満であっても課税の対象となりますので、産業廃棄物の重量にトン未満の端数ある場合でも切り捨てることなく、計測したままの重量に税率を乗じることとなります。

問 11 自己処分の暫定税率が2種類あるが、その違いはどのようにになっているのか。

- 暫定税率は、循環税導入における納税者の急激な負担増の軽減と円滑な導入を図るために設けられたもので、3年かけて段階的に引き上げることとしています。この場合において、最終処分業者（市町村を含む。）以外の者が行う自己処分については、さらに軽減した暫定税率を適用することとしています。これは自ら排出する産業廃棄物を、自らの責任において設備投資を行い設置した最終処分場に埋立処分を行うことは、事業として最終処分業を営む者とは異なり、排出事業者としての責任を自ら全うしようとしていることに配慮したものです。

問 12 市町村等が行っている下水道事業において汚泥の最終処分は自己処分となるので、暫定税率は250円の自己処分に該当するのではないか。

- 市町村の下水道汚泥の処理は自己処分ですが、市町村は本税条例第2条第2号のアにより産業廃棄物の処理を行う最終処分業者に含まれますので、250円の暫定税率の適用はありません。

問 13 暫定税率の変更時期、例えば平成19年3月に受け入れた産業廃棄物を、中間処理した後、同年の4月に最終処分場へ搬入する場合など暫定税率の変更時期に係る循環税相当分の転嫁方法はどのようにしたらよいか。

- 受け入れた産業廃棄物の最終処分場への搬入時期により税が確定しますので、その時期がいつになるかを判断の上、中間処理料金の中に搬入時に適用されるべき税率を考慮し、循環税相当額を転嫁して頂くこととなります。

- 中間処理における税の取扱い

問 14 中間処理施設に搬入したときの循環税の取扱いはどうなるのか

- 中間処理施設に産業廃棄物を搬入したときは循環税の課税対象となりませんが、中間処理後の産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合は、循環税の課税対象となります。
この場合、中間処理業者が循環税の納税義務者となります。
中間処理業者は、最終処分業者に対して処分料金と併せて税を支払うこととなります。

問 15 中間処理をする場合、排出事業者は循環税を負担しなくていいのか

- 直接的な納税義務はありませんが、税を負担する中間処理業者は、処理料金に税相当額を転嫁して排出事業者に請求することになると考えられるため、排出事業者は間接的に税を負担することになります。

問 16 中間処理業者はどのようにして循環税を処理料金に転嫁するのか

- 循環税は、産業廃棄物を最終処分場に搬入した段階で課税されるため、中間処理業者は排出事業者から税を直接徴収することはできませんが、中間処理料金に税相当額を転嫁することによってこれを回収することができます。
中間処理業者が処理料金に転嫁する税相当額は、中間処理後の産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合に中間処理業者が負担する循環税に相当する額となります。
なお、産業廃棄物が中間処理により減量化、リサイクル等をされる割合は、産業廃棄物の種類や状態、中間処理施設の能力等によって異なることや中間処理料金に転嫁される循環税相当額は、税そのものではなく処理料金の一部であるため、実際に転嫁する額は排出事業者と中間処理業者との協議により設定することとなります。
- 税相当額が処理料金に転嫁されることによって、排出事業者に産業廃棄物の処理に係るコスト削減のインセンティブが働き、産業廃棄物の排出が抑制されることが期待されています。

問 17 中間処理を行って、処理料金に循環資源利用促進税相当分を転嫁するに当たり、客観的な残渣率が明確にならなければ排出事業者に料金転嫁することの説明がうまく付かない。道として排出事業者が納得できるような残渣率を示す考えはないか。

- 中間処理による循環資源利用促進税相当分の処理料金への転嫁は、中間処理業者がこれまでの処理の実績に基づき、適切な残渣率を判断した上で決定すべきものです。
また、この中間処理後の残渣率は、中間処理の工程、中間処理施設の処理能力の違いなどにより一定でないことから、統一的な残渣率を示すことは難しいものと考えております。処理実績もなく、その対応に苦慮するとお考えの中間処理業者の方におかれましては、平成18年1月に各支庁等で開催した循環資源利用促進税条例説明会で参考資料としてお示しした北東北三県の産業廃棄物処理協会において示している残渣率を用いるなどして対応していただくようお願いいたします。
なお、道内の産業廃棄物に係る関係団体においても、残渣率に関するデータを把握してないと聞いています。

- 徴収の手続等

問 18 最終処分料金等に係る手形の支払では、3ヶ月後というのも普通にある実態である。そのような場合における本税条例第10条の徴収猶予制度の適用はどのようになるのか。

- 処分料金が直ちに現金として回収されない場合もあるという取引実態を踏まえ、特別徴収義務者に対しては、循環資源利用促進税の納入についても徴収猶予の制度を設けています。この制度では、一定の要件の下に、申告納入期限から最長で2ヶ月の徴収猶予を認めています。ご指摘のような事例においてもこの猶予制度を利用できますので、この制度を活用して頂くようお願いいたします。

問 19 申告納入期限までに、取引先から入金がない場合はどうするのか

- 特別徴収義務者は、申告納入期限までに税を徴収できない場合でも徴収すべき税額を道に申告して納入する義務がありますので、徴収すべき税額の全額について申告納入する必要があります。
- ただし、売掛などにより、申告納入期限までに処分料金及び税の一部又は全部を受領できない場合は、申請により申告納入期限から2ヶ月を限度にその徴収を猶予します。

問 20 取引先が倒産して売掛金の回収ができない場合はどうするのか

- 特別徴収義務者の取引先が倒産し売掛金の回収ができなくなった場合など、処分料金及び税額の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合は、特別徴収義務者の申請により、既に税が納入されているときはこれに相当する額を還付し、まだ納入されていないときはその納入の義務を免除します。

問 21 循環資源利用促進税の徴収不能の場合に規定されている「倒産」という言葉では、債務者が夜逃げをしたとか、既に仕事を止めているから払えないなどというのは該当するのか。

- 「倒産」には、法的な倒産、例えば破産宣告を受けた場合などのほか、夜逃げとか銀行取引が停止している場合などの事実上の倒産を含めて考えて差し支えないものですが、単に既に仕事を止めているから払えないという事情をもって「倒産」として取り扱うことは適当ではありません。

問 22 納税義務者である排出事業者が循環資源利用促進税を支払わない場合には、特別徴収義務者がその税の負担をすることになるのか。

- 特別徴収義務者は、排出事業者から税を徴収し、道に申告納入する義務を負っていますので、道に納税する責任があります。ただし、排出事業者の倒産等一定の事情があれば、還付又は納入義務の免除の制度があります。

問 23 循環資源利用促進税は排出業者から徴収することになるが、産業廃棄物の処理の実態では、直接排出事業者から最終処分業者に持ち込まれる産業廃棄物は少なく、ほとんどは収集運搬業者が持ち込んでくる。このような実態の下では、処理料金とともに循環資源利用促進税についてもその収集運搬業者から徴収することはできないか。

- 循環資源利用促進税は産業廃棄物を排出する排出事業者から徴収すべきものであり、本税を産業廃棄物の収集運搬を業とする収集運搬業者から徴収することはできないものです。
なお、当事者間で了解の上、金銭の受渡し事務を排出事業者が収集運搬業者に依頼するような場合には、処理料金とともに循環資源利用促進税についても収集運搬業者が預かり、最終処分業者に支払うこととなります。

- 帳簿の記載内容及び保存義務

問 2 4 循環税に係る帳簿を作成する必要があるか

- 特別徴収義務者及び申告納税者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入年月日、重量などについて記載した帳簿を作成し、5年間保存しなければなりません。
- なお、既存の帳簿に必要事項が記載されている場合又は記載する場合は、新たに帳簿を作成する必要はありません。

問 2 5 循環資源利用促進税に関する帳簿は、パソコン上で保管してもよいか。

- 本税条例第15条第2項の規定により、道税関係帳簿を電子計算機を使用して作成する場合には、知事の承認を受けることが必要であり、まずは、申請行為が必要です。

- その他

問 2 6 本社が遠隔地にあるため、申告に当たっては、工場長等で申告納税することを認めてほしい。

- 申告納税などの税務事務については、代表取締役から工場長等に委任状を提出していただき、その委任状により受任された者が申告を行うことで差し支えありません。

問 2 7 特別徴収義務者が負担する経費に対する補助等はないのか

- 特別徴収義務者が負担する事務経費の一部を補助するための交付金制度を検討しています。
- 交付する金額は、納期限内（徴収猶予期限内）に納入された税額に交付率を乗じて算定することとなります。
- 交付率については、他府県の状況や交付金制度がある他の税目を参考に検討しています。

問 2 8 特別徴収義務者交付金は、循環資源利用促進税の特別徴収義務者となる市町村もその交付対象に入ると考えてよいか。

- 特別徴収義務者である限り、市町村であっても交付金の交付対象となります。

問 2 9 請求書、領収証等に循環税をどのように記載するのか

- 特別徴収義務者である最終処分業者が循環税を特別徴収する場合は、納税義務者が負担した税額を確認することができるよう、請求書、領収証等には処分料金と循環税額を区分して金額を明記するようお願いいたします。
- 中間処理業者が中間処理料金に税相当額を転嫁する場合は、税相当額は税そのものではなく処理料金の一部であるため、税相当額を含めた総額について処理料金として請求書、領収証等に記載することとなります。
この場合、転嫁する税相当額を請求書、領収証等の内訳に税として記載することは適当ではありませんが、税相当額として記載すること差し支えありません。

問30 循環資源利用促進税を新たに最終処分処理料金の領収書に加えて印字することは、プログラムの修正が必要となり費用がかかる。一枚は従来の処理料金の領収書とし、もう一枚を循環資源利用促進税分として手書き処理で作成して発行する、という取扱いにしてよいか。

- 最終処分の料金と循環資源利用促進税とについて別々の領収書を発行することについては、双方の領収書の関連性が搬入日等で確認できる場合は、特に問題がありません。

問31 循環税に対する消費税は、どのような取扱いになるのか

- 特別徴収義務者である最終処分業者が、特別徴収した循環税を処分料金とは別に預かり金勘定などで循環税を明確に区分して経理し、納税義務者である排出事業者などに対して発行する請求書、領収証などに処分料金と循環税額を区分して記載している場合は、循環税は消費税の課税対象とはなりません。
- 中間処理業者などのように、処理料金に循環税相当分を転嫁する場合、転嫁する税相当額は税そのものではなく、あくまでも処理料金の一部であるため、循環税相当分を含む処理料金の総額が消費税の課税対象となります。

問32 当町は、毎年4月1日から12月末までと季節を限定して産業廃棄物の受入れを行っているが、そのような場合産業廃棄物を受け入れていない期間に休止届を出す必要があるか。

- その期間は申告税額をゼロとして申告書を提出していただければ良いのであり、休止届を出す必要はありません。

以 上